

目 次

番 号	事 件 名 裁 判 所 裁 判 年 月 日	判 示 事 項 裁 判 要 旨	頁
--------	-----------------------------	--------------------	---

高 等 裁 判 所

8	<p>間接強制決定に 対する執行抗告 事件 東京高 平24. 1. 12(決)</p>	<p>〔子との面会交流を許さなければならないことを命 じた決定に基づく間接強制の申立てが認容された事 例〕</p> <p>債務名義となる本件決定は、相手方とは会いたく ない旨の意向を表明している子について、その年 齢、発達段階、忠誠葛藤も見られるその心情を慎重 に検討し、子の健全な成長を図るという観点や、面 会交流を制限しなければ子の福祉が害されるとはい えないことなどを理由として、子の心身の負担が過 大とならない時間間隔と環境下での面会交流を命じ たものである上、相手方との面会交流を避けるべき である旨の医師の診断書の記載は、同決定が定めた とおりの方法で面会交流をした場合に子に与える影 響の内容、程度を具体的に立証するに足りるもので はなく、同決定が考慮しない新たな事情が発生した とまでは認めるに足りないこと、子の年齢等からす れば、抗告人が同決定の判断を尊重して親権者とし て子を指導しても、その福祉を害することなく本件 決定に表示された債務を履行することができないと までは認めるに足りないことなど判示の事情の下で は、同決定に表示された債務が抗告人の意思で履行 することができない債務であるとか、その履行の強 制が許されないとまでは認められず、また、間接強 制の申立てが権利濫用に当たるとも認めるに足り ず、抗告人の債務不履行は明らかであるから、抗告 人に対して間接強制を命ずるのが相当である。</p>	60
---	---	---	----

8 間接強制決定に対する執行抗告事件 (東京高 平23(ワ)2058号)
(平24. 1. 12決定)
(抗告棄却(確定))
(原審 甲府家)

判 示 事 項

子との面会交流を許さなければならないことを命じた決定に基づく間接強制の申立てが認容された事例

裁 判 要 旨

債務名義となる本件決定は、相手方とは会いたくない旨の意向を表明している子について、その年齢、発達段階、忠誠葛藤も見られるその心情を慎重に検討し、子の健全な成長を図るという観点や、面会交流を制限しなければ子の福祉が害されるとはいえないことなどを理由として、子の心身の負担が過大とならない時間間隔と環境下での面会交流を命じたものである上、相手方との面会交流を避けるべきである旨の医師の診断書の記載は、同決定が定めたとおりの方法で面会交流をした場合に子に与える影響の内容、程度を具体的に立証するに足りるものではなく、同決定が考慮しない新たな事情が発生したとまでは認めるに足りないこと、子の年齢等からすれば、抗告人が同決定の判断を尊重して親権者として子を指導しても、その福祉を害することなく本件決定に表示された債務を履行することができないとまでは認めるに足りないことなど判示の事情の下では、同決定に表示された債務が抗告人の意思で履行することができない債務であるとか、その履行の強制が許されないとまでは認められず、また、間接強制の申立てが権利濫用に当たるとも認めるに足りず、抗告人の債務不履行は明らかであるから、抗告人に対して間接強制を命ずるのが相当である。

〔参照条文〕 民法766条1項、家事審判法9条1項乙類4号、民事執行法172条1項

〔抗告人(債務者)〕 A

主 文

- 1 本件抗告を棄却する。
- 2 ただし、原決定主文1項中「毎月1回」とあるのを「毎月1回別紙記載の方法により」と更正する。
- 3 抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

第1 抗告の趣旨及び理由

本件抗告の趣旨及び理由は、別紙「執行抗告状」及び「抗告理由書」に記載のとおりである。

第2 事案の概要

- 1 本件は、相手方が抗告人に対し、当事者間の長男であるC(平成14年×月×日生、以下「未成年者」という。)を相手方と面会交流させることを命ずる東京高等裁判所平成22年(ワ)第1682号子の監護に関する処分(面接交渉)審判に対する抗告事件(原審・甲府家庭裁判所平成21年(家)第810号)の決定(以下「本件決定」という。)を債務名義とする強制執行として、債務者である抗告人に対し、その履行を命じるとともに、抗告人がその履行をしないときは、原決定の告知を受けた日以後不履行1回につき10万円を債権者である相手方に支払うべき旨を命ずることを求める申立て(以下「本件申立て」という。)をする事案である。

原審は、次のとおりの決定(原決定)をしたが、抗告人が執行抗告をした。

- (1) 本件決定の執行力ある決定正本に基づき、抗告人は、毎月1回、相手方が未成年者と面会交流を行うことを許さなければならない。

(2) 抗告人が、原決定の告知を受けた日以降、前項の義務を履行しないときは、抗告人は相手方に対し、不履行1回につき8万円の割合による金員を支払え。

2 当事者の主張は、原決定の「理由」中「2 当事者の主張」に記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

1 一件記録によれば、次の事実が認められる。

(1) 東京高等裁判所は、平成22年10月28日、抗告人は相手方に対し、本件決定確定後2か月以内の日を第1回目とし、以後、毎月1回、相手方が未成年者と面会交流を許さなければならないことを命じ、その方法について別紙のとおり定める本件決定をし、同決定の正本は、同年×月×日抗告人に送達され、確定した。

(2) 平成22年×月×日、本件決定に基づき第1回目の面会交流が実施された。これに先立ち、同月×日、相手方の当時の代理人弁護士は、抗告人代理人弁護士に対し「交流するにあたり、当日のC君の様子次第でAさんが同行することになるかもしれないことについては、避けたいものの、状況によってはやむなしとは思いますが。しかし、BさんとC君との面会交流ですので、あくまでもAさんはC君を安心させるためのものであることから、AさんとC君がずっと手をつなぐなどということは避け、ある程度距離をおいて付いてくる程度の配慮をお願いいたします。」との連絡をした。同月×日に実施された面会交流においては、午前11時の面会開始から午後1時10分の面会終了まで、抗告人は終始未成年者に付き添い「一人で大丈夫か。」と話しかけるなどした。

(3) 平成23年×月×日、第2回目の面会交流がアイススケート場において実施された。これに先立ち、同月×日、相手方の当時の代理人

弁護士は、抗告人代理人弁護士に対し「面会交流の趣旨から、Aさんはスケート靴をお借りにならずに、観覧席からの見学をお願いします。」との連絡をした。同月×日午前10時8分から午後0時15分までの間、上記スケート場において面会交流が実施された。抗告人は、その間、リンクサイドの見学席において付き添い、時々未成年者と会話を交わすなどした。

(4) 平成23年×月×日、第3回目の面会交流が実施された。当日午前9時53分ころ、〇〇公園において、相手方が未成年者を出迎え、いちご狩りに誘ったが、未成年者が「行きたくない。」と言ったため、相手方は抗告人が同行することを提案し、抗告人が未成年者に付き添い、正午までの間、面会交流を行った。

(5) 平成23年×月×日、午前10時50分ころ、抗告人は、面会交流のため未成年者を同行して〇〇駅において相手方と待ち合わせ、未成年者を相手方に引き渡そうとしたが、未成年者が相手方に同行することを拒んだため、相手方の後任の代理人弁護士と電話で通話し、同弁護士は、未成年者を相手方に引き渡すよう求めたが、未成年者は相手方に同行することを拒否し、抗告人は未成年者に付き添い、午後0時13分ころ、面会交流を終了した。

(6) 山梨県〇〇市所在の□□内科クリニックのD医師は、平成23年×月×日付けで、未成年者につき「面会交流による高ストレス」との病名により当分の間面会交流は不可と考える旨の記載された診断書を作成し、同県〇〇市所在の□□クリニック(精神科)のE医師は、平成23年×月×日付けで、未成年者につき、病名PTSD(心理的外傷後ストレス障害)とし、当分の間、母親との交流は避けることが望ましい旨の記載された診断書を作成している。抗告人は、未成年者が相手方との面会交流を拒否していること及び上記診断の

存在を理由として、同月以降、面会交流の実施を拒否し、面会交流を行っていない。

(7) 抗告人は、未成年者と同居して事実上監護しており、私立高校の教員として勤務し、平成22年度に給与収入653万円を得たほか、平成21年度まで、短期大学の非常勤講師として勤務し、同年度は11万円の収入を得たが、平成23年×月×日から自己啓発休業の承認を得て法科大学院に通学するようになり、以後、収入はなく、生計費を自己の貯蓄で賄っている。また、相手方は、当事者間の長女F（平成20年×月×日生）と同居して事実上監護しており、市立小学校の嘱託職員として勤務し、平成22年度に給与収入203万円を得ている。甲府家庭裁判所は、相手方の申立てにより、平成23年×月×日、抗告人が、平成23年×月以降支出すべき生活費の年額を約442万円としており、その他の支出額については48万円と推定されることを踏まえ、抗告人に対し、婚姻費用分担金として25万円及び同年×月×日から当事者の円満同居又は婚姻解消に至るまで毎月末日限り5万円の支払を命ずる審判をした。

2 以上の事実によれば、抗告人は、平成23年×月以降、債務名義である本件決定に表示された行為を目的とする債務の履行を一切拒否し、これを不履行しているところ、その債務の目的である行為の性質上、民事執行法171条1項の強制執行ができないのであるから、その強制執行は、本件申立てに基づき、債務者である抗告人に対し、上記債務の履行を命じ、この履行をしないときは、債務の履行を確保するために相当と認める一定の額の金銭を債権者である相手方に支払うべき旨を命ずる方法により行うべきことになる（同法172条1項）。

これに対し、抗告人は、本件決定後未成年者が前記1(6)のとおり診断され、面会交流を中止せざるを得ない事由があり、未成年者が面会

交流を拒絶することは当然であって、これを実施すれば未成年者の病状を悪化させることが考えられるのであるから、抗告人は、未成年者の心身を傷つけてまで面会交流を行う義務を負うものではない旨主張するようである。

しかし、債務名義である本件決定は、未成年者が、相手方とは会いたくない旨の意向を表明している事実を前提として、未成年者の年齢、発達段階、忠誠葛藤も見られるその心情を慎重に検討した上、相手方との面会交流をしないことは、その家族内部の交流に伴う情報の交換を途絶えさせ、中長期的に見ても、未成年者の健全な成長を図るという観点からも相当とはいえず、面会交流を制限しなければ、未成年者の福祉が害されるとはいえないことなどの理由から、抗告人に対し、このような意向を表明している未成年者の心身の負担が過大とならない時間間隔と環境下で、本件決定の定める方法によって未成年者と相手方との面会交流を行うことを命じたものである。そして、第1回ないし第3回の面会交流は抗告人が未成年者に付き添い面会交流中に言葉をかけるなどしており、本件決定の定めた方法によって実施されたものとは認められない上、抗告人が付き添う方法を採用することで、本件決定が懸念した未成年者の忠誠葛藤をさらに進行させた可能性も否定できないものというべきである。その上、前記1(6)判示の診断書の記載も、診断の前提とされた面会交流の実施方法等の事実関係や診断の具体的根拠を明らかにするに足りる資料はないのである。以上判示の各点を総合すると、前記1(6)判示の診断書の記載をもって、本件決定が定めたとおりの方法で実施した場合に未成年者に与える影響の内容、程度を具体的に立証するに足りるものではなく、債務名義である本件決定が考慮していない新たな事情が発生したとまでは認めるに足りないし、また、未成年者の年齢、発達段階等を併せ考えれば、抗

告人が本件決定の上記判断を尊重して、親権者として未成年者を指導したとしても、その福祉を害することなく本件決定に表示された債務を履行することができないとまでは認めるに足りないものであって、以上判示の点を総合すれば、原告人の主張する上記の事情から直ちに本件決定に表示された債務が原告人の意思で履行することができない債務であるとか、その履行の強制が許されないとまでは認められず、また、本件申立てが権利濫用に当たるとも認めるには足りず、他に本件申立てを却下すべき事由を認めるに足りる資料はない。したがって、原告人の主張は理由がない。

3 そして、債務の履行を確保するためには、債務者である原告人に対し、原決定主文1項表示の債務を履行しないときは、原告人が原決定の告知を受けた日以降不履行1回について8万円を債権者である相手方に支払うべき旨を命じるのが相当であり、その理由は、原決定4頁7行目冒頭から同頁17行目末尾までに記載のとおりであるので、これを引用する。

4 よって、原決定は相当であり、本件抗告は理由がないからこれを棄却することとし、原決定主文1項の「毎月1回」とあるのは「毎月1回別紙記載の方法により」の誤りであることが原決定の理由自体から明白であるから、原決定主文1項中「毎月1回」とあるのを「毎月1回別紙記載の方法により」と更正することとし、その旨を明らかにすることとする。

よって、主文のとおり決定する。(裁判長裁判官 大竹たかし 裁判官 山崎まさよ 栗原壯太)

〔編注〕 別紙「執行抗告状」及び「抗告理由書」は省略した。

別紙

1 面会交流の場所は〇〇市及びその周辺とし、相手方は、原告人（その

代理人弁護士を含む。）に対しあらかじめ具体的な面会交流の場所を知らせるものとし、日時は土曜日の午前10時から午後4時までの間の2時間とし、具体的な日及び時間帯は、当事者（その各代理人弁護士を含む。本項及び次項(3)において同じ。）が協議して定めるものとし、原告人は、当事者が協議して定めた面会交流の開始時刻に、〇〇駅南口において、未成年者を相手方又はその指定する代理人（未成年者と面識のある者又は本件の相手方代理人弁護士に限る。以下、本項において同じ。）に引き渡し、相手方又はその指定する代理人は、面会交流終了時刻に、未成年者の引き渡しを受けた場所において、未成年者を原告人に引き渡す。

2(1) ①未成年者の心身に関する正当な理由により面会交流が困難であるため又は②未成年者が通学する学校の行事その他やむを得ない事情により、当事者がすでに協議して定めた面会交流の日時を変更する必要があるときは、原告人は、相手方に対し、あらかじめ、面会交流の日時の変更の申出をすることができる。

(2) 前号の申出は、変更を必要とする事由及びその根拠並びに希望する変更後の面会交流の予定日時を示してしなければならない。

(3) (1)の申出があったときは、当事者は、誠実に協議して変更後の面会交流の日時を定めるものとする。

以上

〔参考1〕 原審（甲府家 平23(家ロ)1003号 平23.10.19決定）

主 文

1 東京高等裁判所平成22年(ワ)第1682号子の監護に関する処分（面接交渉）審判に対する抗告事件（原審・甲府家庭裁判所平成21年(ワ)第810号）の執行力ある決定正本に基づき、債務者は、毎月1回、債権者が未成年者Cと面会交流を行うことを許さなければならない。

2 債務者が、本決定の告知を受けた日以降、前項の義務を履行しないときは、債務者は債権者に対し、不履行1回につき8万円の割合による金員を支払え。

理 由

1 申立ての趣旨

- (1) 主文第1項同旨
- (2) 債務者が、本決定の告知を受けた日以降、前項の義務を履行しないときは、債務者は債権者に対し、不履行1回につき10万円の割合による金員を支払え。

2 当事者の主張

(1) 債権者

債務者は、主文第1項掲記の決定（以下「本件決定」という。）の告知を受けたにもかかわらず、これに従わない。具体的には次のとおりである。

① 決定が出された後、平成22年×月、平成23年×月、同年×月、同年×月に債権者と未成年者C（平成14年×月×日生。以下単に「未成年者」という。）との面会交流が設定された。

平成22年×月の面会交流は、債務者及び債務者の代理人弁護士が面会交流のための未成年者の引渡時の場に同席し、債権者が未成年者から離れるよう要請したにもかかわらず、その後も面会交流に同行し、単独面会交流を認めた本件決定に違反した。

② 平成23年×月及び×月の面会交流は、債務者が同行し、同様に本件決定に違反した。

③ 平成23年×月の面会交流は、債権者の代理人が単独面会交流を実現するよう事前に強く要請していたにもかかわらず、債務者が単独面会交流を設定しなかったため、結局1時間で面会交流を中止し

た。

④ その後債務者は、未成年者が面会交流によってストレスを感じているとして、×月以降面会交流を拒否している。

(2) 債務者

債務者には本件決定の不履行はない。具体的には以下のとおりである。

① 平成22年×月の面会交流の際、債務者は未成年者を待ち合わせ場所である〇〇駅まで連れて行き、面会交流が可能な状態にし、引渡しの義務は履行した。未成年者が単独で債権者に面会することを拒んだため、未成年者を置き去りにして立ち去ることはしなかったが、本件決定に命じられた引渡義務は、未成年者の意思に反して単独で面会させることまでを含むものではない。

また、この日の面会交流は、当時の債権者代理人との事前の打ち合わせによって、未成年者が単独で面会交流することを拒否したならば、中断しなくて済むように、債務者が同行することになっていた。

② 平成23年×月の面会交流（スケート場）も、債務者は指定された場所に未成年者を同行して引き渡した上、当時の債権者代理人から事前に指示されたとおり、スケート場内には入らず観覧席から見ていた。観覧席から未成年者に声をかけることもしていない。

③ 同年×月の面会交流（イチゴ狩り）の際は、強く拒絶した未成年者に対し債権者も債務者に付いて来てもらおうと言い、債務者も説得した結果、債務者立会いのうで面会交流を実現した。

④ 同年×月の面会交流の際は、債務者は未成年者を引渡場所まで連れて行き、債権者に引き渡したところ、未成年者は債権者に対する怒りをあらわにしなが、一人で駐車場に向かって歩き出し、自動

車に乗り込んでしまった。債務者は未成年者に対し、債権者のところに行くように説得し続けた。未成年者が少し落ち着き、債権者と話をすることができたので、債務者は邪魔をしなかった。1時間15分で面会を中止したが、それは債権者の意思によるものである。

- ⑤ その後、未成年者は債権者との面会交流を強く拒絶しているうえ、かかりつけの医師からは「面会交流による高ストレスにより、母親との交流は不可と考える。」との診断が、また精神科専門医からは「心理的外傷後ストレス障害（PTSD）により、母親との交流は避けることが望ましい。」との診断が出されている。したがって×月及びそれ以降の面会交流は中止せざるを得ないのであり、面会交流の場をもうけていない債務者に不履行はない。

3 当裁判所の判断

- (1) 債務者は、本件決定後4度の面会交流の実施の際にも債務の不履行はなく、平成23年×月以降については未成年者が拒絶しているうえ面会交流を避けるべきであるとの医師の診断もあるので面会させなくとも不履行にはならないと主張する。
- (2) 本件決定は、未成年者を債権者に引き渡し、未成年者単独で債権者と面会交流させることを命じているところ、平成22年×月、平成23年×月、同年×月の面会交流に関しては、単独の面会交流が実現されたとはいえないが、当時の債権者代理人あるいは債権者自身によって債務者の立会いが許容されたと認められるので、債務者に不履行があったとは言えない。また同年×月の面会交流に関しては、双方が主張する事実関係からすれば、引渡方法の設定に問題があり、未成年者の拒否的な態度が貫徹された結果引渡しが行えなかったといえるので、必ずしも債務者の不履行とはいえない面があると思われる。
- (3) しかしながら平成23年×月以降については、債務者は、未成年者の

拒絶と医師の診断を理由として、面会交流を一切拒否する態度を明らかにしている。債務者の不履行は明らかであり、債務者があげる事由は、そもそも本件間接強制申立ての却下を求める理由とはならない。

それに、本件決定は、その理由から明らかなおおりに、未成年者が債権者との面会に明確に拒否的であることも十分にふまえたものであり、したがって、そのような未成年者に働きかけて債権者に対する拒否的感情を和らげ、円滑に未成年者単独での面会交流を実現させることをも債務者に命じているものと解すべきところ、債務者が提出した診断書類も、そのような義務を債務者が十分に尽くしているとの認識に立ったものであるとまでは認められない。こうした点を考えると、債務者の主張はその内容自体も是認できるものではない。

- (4) 本件決定以降現在までの前記面会交流の状況や債務者の前記主張内容からすると、債務者は本件決定を誠実に履行する姿勢に著しく欠けていることがうかがわれ、本件決定の履行を確保するためには、不履行の際に支払うべき金員をある程度高額にする必要がある。他面、債務者が、元高等学校の教員として年間650万円を超える給与の支給を受け、そのほかにも平成21年度までは短期大学の非常勤講師として若干の収入があったが、平成23年×月以降自己啓発休業の承認を得て法科大学院に通学するようになったため収入がなくなり、自己の貯蓄から生計費をまかなっていること、平成23年×月×日債権者と債務者間の婚姻費用分担申立事件の審判（当庁平成23年家第×××号）において債権者に対し平成23年×月にさかのぼって毎月5万円の婚姻費用の支払を命じられたことを併せ考えると、債務者が履行を怠った際に支払を命じる金額としては、不履行1回につき8万円とするのが相当である。

よって、主文のとおり決定する。

〔参考2〕 債務名義（東京高 平22(ワ)682号 平22.10.28決定（確定））

主 文

- 1 原審判を次項から4項のとおり変更する。
- 2 抗告人は、相手方に対し、本決定確定後2か月以内の日を第1回目とし、以後、毎月1回、相手方が未成年者と面会交流を行うことを許さなければならない。
- 3 上記面会交流の場所は〇〇市及びその周辺とし、相手方は、抗告人（その本件代理人弁護士を含む。）に対しあらかじめ具体的な面会交流の場所を知らせるものとし、日時は土曜日の午前10時から午後4時までの間の2時間とし、具体的な日及び時間帯は、当事者（その各本件代理人弁護士を含む。以下、本項及び次項(3)において同じ。）が協議して定めるものとし、抗告人は、当事者が協議して定めた面会交流の開始時刻に、〇〇駅南口において、未成年者を相手方又はその指定する代理人（未成年者と面識のある者又は本件の相手方代理人弁護士に限る。以下、本項において同じ。）に引き渡し、相手方又はその指定する代理人は、面会交流終了時刻に、未成年者の引渡しを受けた場所において、未成年者を抗告人に引き渡す。
- 4 (1) ①未成年者の心身に関する正当な理由により面会交流が困難であるため又は②未成年者が通学する学校の行事その他やむを得ない事情により、当事者がすでに協議して定めた面会交流の日時を変更する必要があるときは、抗告人は、相手方に対し、あらかじめ、面会交流の日時の変更の申出をすることができる。
(2) 前号の申出は、変更を必要とする事由及びその根拠並びに希望する変更後の面会交流の予定日時を示してしなければならない。
(3) (1)の申出があったときは、当事者は、誠実に協議して変更後の

面会交流の日時を定めるものとする。

理 由

第1 事案の概要並びに抗告の趣旨及び理由

- 1 本件は、未成年者の母である相手方（原審申立人）が別居中の相手方の配偶者であり、未成年者の父である抗告人（原審相手方）に対し、未成年者との面会交流を求めた事案である。
- 2 原審判は、下記内容の審判をしたため、抗告人が下記(2)、(3)及び(4)を不服として抗告をした。
(1) 抗告人は、相手方に対し、本審判確定後1か月以内に第1回目として、施行された第1回目から1か月ごとに、1日を相手方が未成年者と面会交流を行うことを許さなければならない。
(2) 上記面会場所は、山梨県及びその周辺とし、日時は毎月第2土曜日又は第4土曜日の午前10時から午後5時までとし、面会の方法として、抗告人は、面会交流開始時に〇〇駅南口に未成年者を連れて行き、未成年者を相手方又はその指定する代理人に引き渡し、相手方又はその指定する代理人は、面会交流終了時に、引渡しを受けた場所において未成年者を抗告人に引き渡す。
(3) 抗告人は、相手方に対し、相手方と未成年者が以下の内容で未成年者の長期休暇中において面会交流をすることを認めなければならない。

ア 時期及び期間

(ア) 毎年8月1日の午前10時から同月4日の午後5時までの3泊4日

(イ) 毎月1月3日の午前10時から同月5日の午後5時までの2泊3日

イ 場所

相手方の自宅又は山梨県，東京都周辺。ただし，相手方又はその指定する代理人は，あらかじめ，未成年者の宿泊場所を抗告人に伝えなければならない。

ウ 方法

(2)と同じ

(4) 抗告人は，未成年者の健康又は学校行事によるやむを得ない事情が生じたときは，その客観的な理由を明確な根拠を示した上で，(3) 所定の面会交流の日時を変更することができる。この場合においては，抗告人は，相手方又はその指定する代理人に対し，面会交流開始時の2週間前までにメールで連絡し，その際に別の面会交流の日時を必ず指定しなければならない。

3 相手方の希望する面会交流の内容及びこれに係る意見並びにこれに対する抗告人の意見は，原審判の「理由」中の「第1 当事者の申立て」の1及び2並びに「第2 当裁判所の判断」の2に記載のとおりであるから，これらを引用する。

第2 当裁判所の判断

1 当裁判所は，抗告人に対し，本決定主文2項から4項のとおり相手方が未成年者と面会交流を行うことを許すべきことを命じるのが相当であると判断する。その理由は，以下のとおりである。

2 一件記録及び審問の全趣旨によれば，原審判の「理由」中の「第2 当裁判所の判断」の1記載の各事実が認められるから，これらを引用する。

ただし，原審判を次のとおり改める。

(1) 原審判4頁4行目の「相手方は」の次に「，教師として」を加える。

(2) 原審判4頁14行目の「適切に，かつ」を削る。

(3) 原審判4頁21行目の「申立人が」を「相手方（原審申立人）及びその父親が自動車で」と，同頁22行目及び23行目の「したことにより，」から同行末尾までを「した。そのため，山梨県〇〇署の警察官が出動して相手方，その父及び未成年者（当時満5歳）を追跡し，相手方は，深夜に至って上記警察官の説得に応じ，同警察官が自動車に同乗して未成年者を同署庁舎に連れて行き，未成年者は，同署庁舎において抗告人に引き渡された。」とそれぞれ改める。

3(1) 検討するに，夫婦間紛争のゆえに別居している両親の共同親権下にある小学校入学間もない年齢の未成年者が別居親と面会交流をすることは，上記紛争の渦中にある未成年者の健全な成長，人格形成等を図る上で有意義であることにかんがみ，別居親による虐待等の特段の事情のない限り，共同親権者である両親は，これを可及的に行うように努めなければならない。そして，未成年者と交流の途絶した別居親との面会交流については，調停手続中に面会交流の試行がされるなど準備的な交流の過程を経て未成年者自身の生活状況とのすり合わせがされているものとうかがえる場合を除いては，未成年者と別居親との交流が途絶えた経緯，途絶の期間の長短その他にかんがみて，母子の面会交流，父子の面会交流及びときにはきょうだい等を含む合同の面会交流という各交流の違いを念頭に置いた上で，その面会交流が未成年者の心身に与える影響，未成年者の年齢，生育度合いに応じた意向等のほか，別居中の両親及びその代理人弁護士間において事前協議を行うことの難易度等を踏まえ，まずは準備的な面会交流を繰り返した後に，初めて本来的な面会交流が行われ得るものである。したがって，このような場合にあっては，未成年者と別居親の面会交流及びその実施方法は，以上の諸点を総合勘案し，未成年者の福祉及び利益に適するかどうかの観点から，

これを判断し、そのあり方を決定する必要がある。

- (2) これを本件についてみるに、東京都〇〇市に居住する相手方と山梨県〇〇市に居住する未成年者との母子の面会交流は、平成20年×月×日の別居以降殆ど行われておらず、母子の交流が途絶えてすでに約2年10か月弱の期間が経過している。この交流の断絶は、相手方が長女の出産（出生日は平成20年×月×日。長女は現在満2歳）のために里帰りした以降相手方から帰宅を拒絶されたという経緯に照らし、相手方が任意に相手方との別居を始めたとは認められないので、上記別居時点において、未成年者との面会交流が行われなくなったことについては、相手方に非難されるべき点は見出されない（相手方が後に未成年者を連れ去った件については、後記する。）。また、相手方は、別居前においては、相手方、その父母等の補助を得ながらも未成年者の主たる監護者であったことがうかがえ（前記認定事実、一件記録）、その監護養育の状況及び相手方と未成年者との関係性に格別の問題点があったことをうかがわせる事情があることを認めるに足りる的確な資料はない。しかるときは、相手方と未成年者が面会交流を行うことによって未成年者に危害が生じるなど子の福祉に反するおそれがあるとはいえず、他にそのように解すべき事情があることを認めるに足りる的確な資料はない（未成年者を保育所から連れ去った点については、後記する。）。

これに関連して、相手方は、相手方が相手方と同居していた間、自己の感情を抑制することができずに、未成年者に対し些細な理由からフォークでつついたりその顔を噛んだりするなどの暴力を振ったほか、外出時に未成年者を放置し、あるいは車内に置き去りにするなど、虐待に比すべき行為を繰り返し、それが未成年者の人格形成に悪影響を及ぼした旨主張する。しかし、相手方が未成年者を

虐待したことを認めるに足りる的確な資料はなく（その旨の記載のある相手方の陳述書（乙1）によってはこれを認めるに足りず、当審の審理においても格別の具体的資料を見出し得ない。）、仮に、従前の相手方の未成年者の監護養育の過程においてその所為のうちにしつけの範囲にとどまるものといえるかについて疑問を生じさせる不都合なものがあったと措定するとしても、一件記録上その原因がすべて相手方だけにあるとまでは認めがたく、また、同記録からうかがわれる相手方の現時点での行動などに照らせば、今後相手方が未成年者に対してその福祉に反する言動に出る具体的なおそれがあるとは認められず、他にかかるおそれがあることをうかがわせる事情を認めるに足りる的確な資料はない。

なお、相手方は、未成年者は、相手方と別居した後、同居していた間の相手方による悪影響が取り除かれて明るくなった旨述べる。しかし、後記のとおり、未成年者は、それまで両親のいさかいの影響下にあった生活環境が両親の別居により改善されたために平静な生活を取り戻すとともに、いわゆる忠誠葛藤が刺激される契機が減少したことによるものとうかがわれる。そうであるとすれば、相手方の未成年者に対する従前の接し方が未成年者の相手方に対するやや拒否的にみえる言動その他の原因のすべてであるとはいまだ断じがたい。

- (3) 一方、相手方は、当初、相手方が未成年者と面会交流をすることに応ずると述べていたが、後にこれを転じ、未成年者自身が上記面会交流を拒絶し、これを無理に実施すれば未成年者の負担が大きいことを理由として面会交流の実施を拒むに至り、未成年者も、相手方とは会いたくない旨の意向を表明し、試行面接も実現されていない（一件記録）。

この点についてみるに、未成年者は、担当の家庭裁判所調査官による事実の調査の際に、相手方と会いたい、あるいは相手方と会ってもよいか等の問いに対し、初めは明確な回答を避け、回避的態度を取り、あるいはその回答に揺れがみられるなどしたが、その後、次第に相手方との面会交流を明確に拒絶するようになったことが認められる（一件記録）。現在では、未成年者のそうした態度には相当に固いものがあるとうかがわれるものの、未成年者がかかる態度をとるに至ったことについては、前記認定のとおり、相手方が未成年者をその通り保育所から連れ去ったことに関し、当時満6歳になっていた未成年者は、両親が激しく対立し争うところから両親間の紛争の原因が、両親の関係のみならず、自分自身にもあること（未成年者にとっては子の監護のあり方に関する両親間の紛争性の意味を理解することは容易ではない。）がおぼろげながらも分かり、又は感ずるとともに、前記認定のとおり連れ去り現場の騒然とした混乱状態の後、警察官が出動して緊迫した事態が深更にまで及び、警察官が同乗する自動車で〇〇警察署に連れて行かれたことを辛い経験として忘れず、また、その後保育所から通所復帰に難色を示され、結果的にそれまでの生活状況が一変してしまったこと（一件記録、審問の全趣旨）などから、自分を強引に連れ去って騒動の原因を作った相手方に対する嫌畏の念などの複雑な気持ちにとらわれている面があることも否めないものとうかがわれる。

しかして、未成年者は、現在、満7歳の男児であり、心身ともに年齢相応の発達段階にあって、両親を含む周囲の者や生活環境の影響を受けやすい一方で、専ら自分の感情及び欲求に従って行動しがちな幼児期を脱し、自我が芽生えるとともに、自分の置かれた環境、両親である抗告人及び相手方を含む周囲の者の自分に対する扱

いや感情、自分の言動や表情態度によりもたらされる周囲への影響等について一応の受止め、反応等が可能な発達段階にあるものと認められ、かかる未成年者が前記家庭裁判所調査官に対して示した前記言動及び表情態度にかんがみれば、それらが未成年者において端的に本心を吐露し、あるいは率直な自分の意向として相手方との面会交流の肯否について答えたものであるとまでは認めがたい。未成年者は、両親がその家庭生活及び未成年者をめぐって相争い、その間に緊張した関係が継続しているために、未成年者も年齢相応に思い悩み、両親に対する気持ちも乱れてしまい、これを適切な形で伝えられないもどかしさを内面に抱え、いわゆる忠誠葛藤とみられる面が存していることも否定しがたいというべきである。

なお、抗告人は、抗告理由として、未成年者の前記家庭裁判所調査官に対する応答ぶりは、明確な回答が難しい状況の中における相手方に会いたくない旨の懸命の意向の表明であり、いわゆる忠誠葛藤があるとはいえない旨主張する。しかし、いわゆる忠誠葛藤は、未成年者本人が自覚することができるものばかりとはいえず、むしろその心理状態の外部的表出としての言辞や表情態度といったものをその文脈のなかで総合して未成年者の心理状態を慎重に理解することが求められるところ、前示のような未成年者の発達段階、その置かれた生活状況その他にかんがみて、未成年者の気持ちを推認すれば、なおいわゆる忠誠葛藤が存することは否定しがたい。したがって、抗告人の上記の主張は、採用することができない。

(4) さらに、未成年者が相手方との面会交流をしないことは、その家族内部の交流に伴う情報の交換を途絶えさせ、中長期的にみても、未成年者の健全な成長を図るという観点からも相当とはいえない。また、そうした状況の中で未成年者の意向を断片的に採りあげるこ

とは、面会交流の可否の判断を満7歳にすぎない未成年者の意向のみにゆだねることになりかねず、それは、未成年者がなお利他的な心理状態に傾きがちな年齢の者であるにもかかわらず、同人に対し一方的に事理を弁識する能力を備えた者に問うべきはずの自己決定の責任を負わせるに等しく、およそ子の福祉に適うものとはいいがたく、未成年者が健やかな成長を遂げるには、なお未成年者と相手方との適切な交流を図る必要がある。そして、未成年者は、相手方との直接的な面会交流を通じて、相手方が自分に対し愛情を抱いているとの信頼の念を育み、これを基礎として、相手方との紐帯を再生させるための修復過程に入り得る契機ともなるのである。したがって、未成年者が上記のような面会交流をしないままでは、かえって同人の気持ちの中に相手方が自分をないがしろにするのは自分に原因があるのではないかという念慮を生じさせ、その情緒的安定性を揺るがしかねず、面会交流という年齢に応じた成長を可能とする場をまったく設けないことは、未成年者の人格形成の観点からも好ましくないというべきである。

- (5) 以上の諸点を総合勘案し、未成年者と相手方との直接的な面会交流を制限しなければ未成年者の福祉を害するおそれがあるとまではいえないことにも徴すれば、相手方が未成年者との直接的な面会交流をすることを認めるのが相当である。

なお、現時点においては、相手方が面会交流の際に未成年者を連れ去ったり抗告人への引渡しを拒んだりする具体的なおそれがあるとは認められない。

- (6) しかし、未成年者が他者の意向を気にして遠慮などをすることなく、自ら望むところを率直に言辞や表情態度に表して相手方と面会交流をすることができるようにするには、相手方に未成年者を引

き渡す方法により面会交流の場を設けるのが相当と考えられる。しかしながら、前記認定事実及び一件記録によれば、現在の未成年者の心情においては、両親の紛争に巻き込まれて生じた辛い経験、内面に抱え込んだストレス等の影響から、相手方に対する警戒心や恐怖心が強く残っている蓋然性も否めず、こうした未成年者の心理状態を正常なものに修復するためには、未成年者の心身の負担が過大とならない時間的間隔及び面会交流をめぐる環境下において、未成年者が何らかの支援を受けながら実際に相手方と面会し、相手方の実像をつかみ取るとともに、自らも相手方に親和していた時期の良い記憶が想起される過程を経ることが必要である。

そうすると、未成年者と相手方との直接的な母子の面会交流は、ある程度の時間的間隔を置き、未成年者の心身の負担を慎重に配慮した形態をとるべきであるから、長時間に及ぶもの及び未成年者の相手方との宿泊を伴うものはいまだ相当ではなく、毎月1回の日帰りのものとどめ、その具体的方法は、次のとおりとするのが相当である。

- ア 場所 ○○市及びその周辺。ただし、相手方は、抗告人（その本件代理人弁護士を含む。）に対し、あらかじめ、具体的な面会交流の場所を知らせるものとする。
- イ 回数 毎月1回（第1回目は、本決定確定後2か月以内の日とする。）
- ウ 日時 土曜日の午前10時から午後4時までの間の2時間。ただし、具体的な日及び時間帯は、当事者（その各本件代理人弁護士を含む。以下、(6)において同じ。）が協議して定めるものとする。
- エ 方法 抗告人は、当事者が協議して定めた面会交流の開始時刻

に、〇〇駅南口において、未成年者を相手方又はその指定する代理人（未成年者と面識のある者又は本件の相手方代理人弁護士に限る。以下、エにおいて同じ。）に引き渡し、相手方又はその指定する代理人は、面会交流終了時刻に、未成年者の引渡しを受けた場所において、未成年者を抗告人に引き渡す。

オ 日時の変更

(ア) ①未成年者の心身に関する正当な理由により面会交流が困難であるため又は②未成年者が通学する学校の行事その他やむを得ない事情により、当事者がすでに協議して定めた面会交流の日時を変更する必要があるときは、抗告人は、相手方に対し、あらかじめ、面会交流の日時の変更の申出をすることができる。

(イ) (ア)の申出は、変更を必要とする事由及びその根拠並びに希望する変更後の面会交流の予定日時を示してしなければならない。

(ウ) (ア)の申出があったときは、当事者は、誠実に協議して変更後の面会交流の日時を定めるものとする。

(7) なお、未成年者の前示した心理状態に係る現在の状況にかんがみると、相手方と未成年者との面会交流の円滑な実施を図るに当たり、当事者双方は、紛争渦中にあり難しい面はあるが、同じく紛争渦中に置かれた未成年者のストレスの大きさを思い、子の福祉を優先し、相互の不信を解消する努力を惜しむことなく、共同親権者としての自覚のもとに面会交流を実施することが求められるとともに、しばらくの間、その各本件代理人弁護士を含む関係者の特段の配慮と支援が不可欠であることを付言する。

第3 結論

以上の次第で、原審判を変更することとし、主文のとおり決定する。(裁判長裁判官 稲田龍樹 裁判官 原啓一郎 内堀宏達)

〔参考3〕 参考2（債務名義）の原審（甲府家 平21(家)810号 平22. 8. 10審判)

主 文

- 1 相手方は申立人に対し、本審判確定後1か月以内に第1回目として、施行された第1回目から1か月毎に、一日を申立人が未成年者と面接交渉を行うことを許さなければならない。
- 2 上記面接場所は、山梨県及びその周辺とし、日時は毎月第2土曜日又は第4土曜日の午前10時から午後5時までとし、面接の方法として、相手方は面接交渉開始時に〇〇駅南口に未成年者を連れて行き、未成年者を申立人またはその指定する代理人に引き渡し、申立人またはその指定する代理人は面接交渉終了時に、引渡しを受けた場所において未成年者を相手方に引き渡す。
- 3 相手方は、申立人に対し、申立人と未成年者が以下の内容で未成年者の長期休暇中において面接交渉をすることを下記のとおり認めなければならない。
 - (1) 毎年8月1日の午前10時から同月4日の午後5時までの3泊4日
 - (2) 毎年1月3日の午前10時から同月5日の午後5時までの2泊3日
 - (3) 場所 申立人の自宅又は山梨県、東京都周辺。但し、申立人又はその指定する代理人は、あらかじめ未成年者の宿泊場所につき相手方に伝えなければならない。
 - (4) 方法は、第2項と同じ。

4 相手方は、未成年者の健康または学校行事によるやむを得ない事情が生じたときは、その客観的な理由を明確な根拠を示したうえで、第3項に定めた面接交渉の日時を変更することができる。申立人またはその指定する代理人に対し、面接交渉開始時2週間前までにメールで連絡し、その際に別の日時を必ず指定しなければならない。

理 由

第1 当事者の申立て

1 申立ての趣旨

(1) 相手方は、申立人と未成年者が以下のような内容で面接することを認める。

- ① 回数 毎月第2・第4土曜日
- ② 時間 午前10時から午後5時まで
- ③ 場所 山梨県及びその周辺
- ④ 方法 主文2項と同じ

(2) 相手方は、未成年者の健康状態、学校行事による前記記載に定めた面接日時を変更しなければならなくなったときには、申立人またはその指定する代理人に対し、面接交渉日時の前日午後5時までにメールで連絡し、その際に別の日時場所を指定しなければならない。

(3) 相手方は、申立人と未成年者が以下の内容で長期休暇に面接交渉することを認める。

- ① 毎年8月1日の午前10時から同月4日の午後5時までの3泊4日
- ② 毎年1月3日の午前10時から同月5日の午後5時までの2泊3日

③ 場所 山梨県、東京都周辺及びその近隣。なお、申立人又はその指定する代理人は、あらかじめ未成年者の宿泊場所につき相手方に伝える。

④ 方法 主文2項と同じ

(4) 相手方は、未成年者の健康状態、学校行事による前記記載に定めた面接日時を変更しなければならなくなったときには、申立人またはその指定する代理人に対し、面接交渉開始2週間前までにメールで連絡し、その際に別の日時を指定しなければならない。

(5) 前項に定めた泊付き面接交渉の期間については、平成23年1月の泊付き面接までとし、平成23年8月の夏期休暇における泊付き面接交渉からはその期間を伸長する方向で見直す。

2 相手方の答弁

申立人と未成年者との面接交渉することは認めない。

第2 当裁判所の判断

1 本件一件記録及び当庁平成21年(家)第×××号婚姻費用分担申立事件、平成20年(家イ)第×××号夫婦関係調整事件の記録及び各審問期日における、当事者双方及び未成年者の態度等により以下の事実が認められる。

(1) 申立人と相手方は、平成14年×月×日に婚姻届を提出した夫婦であり、同年×月×日に未成年者本人を、平成20年×月×日には、長女Fをそれぞれ出生した。現在、申立人は長女Fと申立人の住所地で、相手方は未成年者と相手方住所地でそれぞれ別居して生活している。

(2) 申立人と相手方は〇〇大学で同じ研究室の先輩後輩という間柄から、6年間交際し、別れた期間があったものの、平成12年交際を再開し、平成14年×月婚姻した。結婚当初は、申立人は、東京の会社

に勤務し、相手方は高校などで〇〇を教えていた。申立人は、平成14年×月退職するまでの間、平日東京、週末相手方の山梨の実家に帰る生活をしてきた。同年×月から、相手方の山梨の実家に同居した。平成17年×月から、二世帯住宅を形成すべく台所、風呂を別にしていたにも拘わらず、相手方は相手方父母と食事などを伴にすることを望み、殆ど別の生活ができない状態であった。申立人の給与などだけでなく、申立人の生活のあらゆる面の管理、監督をするようになった。

(3) 平成14年×月に未成年者を申立人の実家で出産し、平成15年×月に相手方の実家に戻り、子育てに専念した。未成年者は、申立人がほぼ母乳で育て、心身ともに健康であった。甲第1号証及び同第2号証によれば、申立人が、未成年者を適切に、かつ愛情深く育成していると推測される。相手方は、自己の親世帯との同一化を望んでいた。平成20年×月×日に、長女を出産したが、一週間後相手方は、申立人実家に会いに来たが、その後は一度も面会に来ず、平成20年×月×日に「家に戻ることは認めない」として離婚の申し出をしてきた。

(4) 相手方は申立人に対し、平成20年×月から5万円を振り込んでいる。

(5) 平成20年×月×日、未成年者が通園している保育園（相手方の実母が元園長をしていた。）で、申立人が未成年者を連れていこうとしたとき、未成年者の奪い合いになるようなことになり、保育園職員が怪我をしたことにより、山梨県警察が追いかけて来て未成年者を相手方に連れ戻した。現在は相手方及び同人の実母達が育てている。

2 当事者双方の意向

(1) 申立人

申立人は、未成年者の育成につき、ほぼ専業主婦であり（平成18年以降は、年間約60日間程度アルバイトをしていたことはある。）、未成年者の身の回りの世話をし、手厚く育成してきた。長女の出産により一時実家に戻った後、全く何ら根拠なく、一方的に山梨の家に帰宅することを拒否され、一度未成年者と会ったが、既に2年以上にわたり面会すら拒否され、早急に未成年者との交流を再開しなければ、未成年者の育成に重大な影響を与えることになる。よって早急に面会交渉を開始して未成年者に精神的な安定を与えることで、未成年者の福祉を図る必要がある。

(2) 相手方

ア 相手方は、未成年者の面会交渉の必要性を否定する。
イ 当初、原則として別居中の親子においては面会交渉をする子の福祉に資するものであるという理解のもとに、申立人が未成年者を略取、監禁したこと及び未成年者の就学状況に鑑み、春、夏、冬の長期休暇それぞれ1回面接交渉することが相当であるとした。しかしながら、未成年者は、現在7歳であり、自ら意思をもって行動出来る能力を有するところ、申立人に対し恐怖の念を抱いており、相手方が申立人の求めに応じて何回か未成年者に対し申立人と会う意思があるか確認した際に未成年者が申立人と会うことを頑なに拒み続けており、調査官が相手方自宅に調査に赴いた際や相手方が未成年者を裁判所に同行した際も申立人と会いたくない旨調査官に述べている。かかる未成年者の態度からすれば、未成年者の意思に反してまで申立人と面会交渉をさせることは、未成年者に多大な精神的苦痛を強いるものであり、未成年者の福祉に反することは明らかである。未成年者の精神に不安定な

状況が生じ、生育に影響を及ぼし、子の福祉に反するので面接交渉させるべきでない。現在、暫定的な面接交渉が行われていることにより、写真、手紙等により、子の育成過程が理解でき、未成年者との意思疎通を図ることができる状況からすれば、敢えて、面接交渉を行うべき必要性も許容性もない。

3 判断

- (1) 一般に、父母が離婚した場合も、未成熟子が非監護親と面接交渉の機会を持ち、親からの愛情を注がれることは、子の健全な成長や人格形成のために必要なことであり、面接交渉の実施が子の福祉に反するなどの特段の事情がない限り、これを認めるのが望ましいことである。特に母親の愛情を前提にした面接交渉は極めて重要である。まして、父母の婚姻中は、父母が共同して親権を行い、親権者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負うものであり(民法818条3項、同820条)、婚姻関係が破綻して父母が別居状態にある場合であっても、子と同居していない親が子と面接交渉することは、子の監護の一内容であるといえることができる。しかし、面接交渉が子の健全な成長、人格形成のためであることに鑑みると、その程度、方法には、心理面、身体面に与える影響、子の意向等を十分配慮する必要がある。本件のような、面接交渉自体を拒否するだけでなく裁判所での試行面接すら、相手方は拒否している場合は、真に何が子の福祉に適するか慎重に配慮して面接交渉について判断しなければならない。
- (2) 本件は、申立人が第2子出産のため実家に戻った後、一度も自宅に戻ることを、相手方は許さず、拒否するばかりか、未成年者本人と面会すら許していない紛争性の強い事案である。未成年者は、7歳という心身ともに未だ未熟な年齢であり、両親の影響を受けやす

いところである。同居生活での環境の変化をも考慮する必要もある。

- (3) 平成20年×月以降現在に至るまで面接交渉がされていない。相手方の主張によれば、本審判期日においても、相手方は、申立人との面接交渉を、未成年者の意思及び負担が大きいことを理由に頑なに、拒否している。
- (4) しかしながら、相手方において申立人との同居を拒否している理由が明確でなく、少なくとも申立人に帰責事由はみあたらず、面接交渉についても、未成年者と申立人が面会できなくなった経緯について申立人に全く落ち度がない。面接交渉ができていない理由、原因は、すべて相手方にあるというべきである。申立人が適切に監護育成していたことから、面接交渉を拒否する理由はない。相手方自宅における未成年者の意向調査は、「お母さんとあってみたい」と端的に聞いている調査方法であって、未成年者本人の葛藤を増幅させるだけで好ましいものではない。一度目の面接において、未成年者は、手紙のやり取りすら肯定、否定の葛藤をしている様子が窺え、相手方の意向や主張を考慮しながら、未成年者の監護状況などを幅広く検討して、その意向を判断すべきである。
- (5) 相手方は当初面会交渉は認めており、拒否に転じた理由は、未成年者の意向であるとする。しかしながら、出頭してきた未成年者の意向について、観察したところによれば、未成年者は、長時間、面会室で一定の態度を崩さず、当初から調査官を無視した態度からは、調査官を非常に意識していることが窺え、それはとりもなおさず、母を意識していることであると推測され、そのうえ、淡々と母と会いたくないと調査官に言っており、平成21年×月の未成年者の連れ去り事件が、父母の間に強い対立した緊張関係が形成され、し

たがって、申立人と相手方との間に面接交渉について本音を言うべきことが出来ない状況であることの認識があると思われ、未成年者の心に精神的に亀裂を生まざるをえない、いわゆる忠誠葛藤をしていることが見て取れた。

- (6) 相手方は、未成年者の置き去りや、フォークでつついた、歯でかんだ、など養育の仕方が不十分であるなど主張し、あたかも虐待があるかのようなことを述べている。申立人が未成年者を育成してきた過程に何らかの問題があるとの相手方の指摘は認めるに足りる資料がない。申立人提出の未成年者と申立人との写真をみても虐待の事実はおよそ窺えることはなく、調停段階でもそのような事実の主張もない。申立人が多少活発であることは推測されるが、むしろ相手方の主張として、フォークで危害を加えるなどの話や置き去りなどは唐突であり、未成年者の育成について一面的な見方をしていると言わざるを得ない。
- (7) 本件面接交渉事件における審問期日は平成21年×月から8回開催し、面接交渉につき、調査官だけでなく裁判官も含め個別に相手方を説得したところ、相手方は、未成年者の連れ去られる危険を述べ、誰が責任をとるのか、未成年者は申立人に会いたがっていないなど述べ、最後まで応じなかったが、前記のとおり、未成年者は、申立人を恐怖に基づいて面会拒否の言動をしているのではなく、相手方の気持ちを代弁していると判断した。
- (8) 相手方は、間接交渉にとどまっているが、それで十分であると主張している。しかし、手紙のやり取りも申立人が交付した全部のものが渡っているわけではなく、相手方が選別しているうえ、未成年者に自由に表現させているか疑わしい。したがって、意思疎通は不十分というべきで、面接交渉の代替になっていないうえ、現在行われ

ているか不明である。

- (9) 以上の事実のほか、本件事件の審理の経過等諸般の事情を総合勘案すると、未成年者につき、相手方は、申立人が未成年者と面接交渉を行うことを許さなければならないとするのが相当である。未成年者の育成を考慮すると、宿泊を伴う方法で面会交流することが、子の福祉に合致すると判断した。よって、主文のとおり審判する。